

グリーンイノベーション基金事業

「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに係る公募要領

2025年4月30日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部

【受付期間】

2025 年 4 月 30 日(水)～2025 年 6 月 19 日(木) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出期限及び提出先(2)提出書類」）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/cc3wxfmynalj>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに係る公募について
(2025年4月30日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）は、2021年度から2030年度までの予定で実施している「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトのうち、「研究開発内容③ 次世代型太陽電池実証事業」について、追加公募を行います。当該公募への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、「GX 実現に向けた基本方針」、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業『次世代型太陽電池の開発』プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」（以下、「研究開発・社会実装計画」という）の内容に基づき実施いたします。

1. 件名

「次世代型太陽電池の開発」プロジェクト

【研究開発内容③】次世代型太陽電池実証事業

2. プロジェクト概要

(1) 背景・目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、最大限導入を進めていく必要がある。こうした中、平地の少ない我が国において、日本は既に国土面積あたりの太陽光発電の導入量は主要国で1位の状況であるが、地域と共生しながら、安価に事業が実施できる太陽光発電の適地が不足しているという点について、発電事業者等から懸念の声があがっており、適地の確保が導入拡大に向けた大きな課題の一つとなっている。この課題を克服する手段の一つとして、既存の技術では太陽光発電を設置できなかった場所（耐荷重性の小さい工場の屋根、ビル壁面等）にも導入を進めていくことが期待されているが、その実現には電池の軽量性や壁面等の曲面にも設置可能な柔軟性等を兼ね備え、性能面（変換効率や耐久性等）でも既存電池に匹敵する次世代型太陽電池の開発が不可欠である。

海外においても太陽光発電の導入を拡大する動きは急速に進んでおり、国際機関の報告によれば世界的に建物等への設置が進むものと想定されているところ、先行的に課題に直面する日本発のイノベーションにより、今後拡大が見込まれる次世代型太陽電池市場の獲得を目指す。現状、我が国は既に次世代型太陽電池について世界でもトップクラスの技術力を有している。他方で、既存の太陽電池の分野においても世界トップクラスの技術を有しながら、量産に向けた生産体制の構築競争に遅れをとったことなどにより、国際競争力を低下させた経験を踏まえた対応が必要である。次世代型太陽電池の研究開発は、世界各国の研究機関等でしのぎを削っている状況であり、研究開発段階から、製品化、市場開拓、生産体制の確立を見据えて官民を挙げて取り組みを進めることで、導入拡大のゲームチェンジャーとなり得る次世代型太陽電池の実用化を他国に先んじて実現し、競争力を高めることが必要である。

本事業では、シリコン太陽電池に対抗しうる太陽電池として有望視されるペロブスカイト太陽電池（単接合に限る）の開発・製品化・市場開拓を早期・着実に進めるために、産学官の連携した開発体制を構築することに加え、開発事業者と住宅メーカー・ゼネコン等のエンドユーザーに近い事業者との連携体制を構築する。エンドユーザー等のニーズ（意匠性等）を予め取り込んだ技術開発を同時・並行で行うことなどにより、国内外の市場開拓、製品の信頼性獲得（ブランド力の向上）、効率的な生産体制を早期に確立し、競争力ある産業への進化を加速することを目指す。また、こうした研究開発と併せて、海外市場の獲得も見据え、次世代型太陽電池に係る性能評価等の標準化に加えて、事業化を見据え、諸外国と連携しつつ、IEC 規格の策定に向けた取組等を推進することが重要である。

(2) 目標

次世代型太陽電池の市場での競争力の担保を考えた場合、現在の主流である従来型のシリコン太陽電池と同等の発電コストを達成することが望ましいところ、限られた期間で 2030 年の実用化及び想定される市場において十分な国際競争力のある次世代型太陽電池の研究開発の目標設定にあたっては、2030 年以降の更なる大量導入によるコスト低減効果を期待しつつ、現時点における従来型シリコン太陽電池と同等の発電コストを研究開発の目標として設定する。そのことから、2030 年度までに、一定条件下（日射条件等）での発電コスト¹14 円/kWh 以下を達成することを本プロジェクトの最終目標とする。

また、研究開発内容③「次世代型太陽電池実証事業」にあつては、以下を目標とする。

研究開発内容③「次世代型太陽電池実証事業」

ペロブスカイト太陽電池について社会実装に向けた実証を実施し、一定条件下で発電コスト 14 円/kWh 以下を実現可能であることを明らかにすること。

(3) 研究開発内容と社会実装に向けた取組

【研究開発項目】次世代型太陽電池実用化事業

研究開発内容③「次世代型太陽電池実証事業」

【(2/3→1/2 補助) + (インセンティブ 1/10)】

本研究開発においては、品質を安定させつつ大量生産可能な量産技術の確立に向け、一連の生産プロセス（ライン）として高いスループットや高い歩留まりを実現する技術開発を行う。例えば、ロール・ツー・ロール（R2R）方式の製造に適した材料、製造装置と製造プロセスの開発とその検証及び改善点を抽出しフィードバック等を通じて、量産技術の確立に取り組む。

¹ 研究開発目標とする発電コストの評価方法については、世界でも広く使われているモデルプラント方式に基づく算定方式の考え方に太陽光パネルの変換効率・耐久性等の条件による影響も勘案して試算することとする。なお、提案者の柔軟性を確保する観点から、目標の個別の数値については、算出するための具体的な根拠を含めて、発電コスト試算シート（別添 7）を参照の上、提案時に別添 9 にて示すこと。

また量産化技術の確立と並行して、ペロブスカイト太陽電池の特徴である軽量性・柔軟性を活かした設置方法や施工方法等を含めた性能検証のため、国内外の市場を想定したフィールド実証（建築物等の実用箇所への施工、運用試験）を行い、必要に応じて検証結果を踏まえた改良を行うことで、ペロブスカイト太陽電池の実用化を実現させる。本実証研究については、ユーザー企業等と連携して実施することとし、ペロブスカイト自体の技術開発を進める企業及びその技術開発に必要なデベロッパー、ゼネコン、需要家などの幅広い主体が、NEDO から支援を受けるコンソーシアムとして参画するスキームを認める。

(4) 実施スケジュール

研究開発内容③「次世代型太陽電池実証事業」

2024 年度から 2030 年度までの最長 7 年間。

ただし、個別テーマの実施期間は原則 5 年間とし、3 年目にステージゲート審査を行う。

(5) 予算

研究開発内容③「次世代型太陽電池実証事業」

・予算 378 億円（上限額）

上記は既契約分を含む「次世代型太陽電池実証事業」全体の上限額を示す。

本予算は令和 4 年度第 2 次補正予算及び令和 5 年度当初予算を財源とし、「GX 実現に向けた基本方針」に沿って実施するものとする。

交付決定した年度から 3 年目（2 年間が経過した月を含む年度）の年度末までは開発総額の 2/3 を、ステージゲート審査を行った翌年度からは開発総額の 1/2 を基本とし補助する。ただし、「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載のとおり、ステージゲートを通過した際には、その時点での TRL 等に照らして次の段階に適用する補助率を厳正に確認することとする。

(6) 提案内容に関する留意事項

1. 量産化技術開発と実証事業の両方を実施する提案とすること。
2. 実証事業に関しては、太陽電池メーカー企業※1 単独ではなく、ユーザー企業等※2 と連携した提案とし、太陽電池メーカー企業を幹事企業とすること。なお、仮に幹事企業が不採択となった場合は、連携先のみ採択となることはありません。
3. 研究開発・社会実装計画「2. 目標」に示した中間目標を満たす性能の電池を活用すること。
4. 発電コスト試算シート（別添 7）に基づき、各項目（システム価格、効率、耐久性等）の

諸元、判定方法等を明示することにより、2025 年度に発電コスト 20 円/kWh 達成の目途を示すこと。目標の検証にあたって、実用サイズモジュールを必要な期間、屋外環境で評価し、性能維持を確認すること。また、モジュールの変換効率等に関しては第三者認証機関による検証によるものとする（別添 8；幹事企業のみ）。

5. 発電コスト試算シート（別添 7）に基づき、2030 年度 14 円/kWh を達成する目標を設定するとともに、各項目（システム価格、効率、耐久性等）の設定の考え方、実現方法等を示すこと（別添 9；幹事企業のみ）。
6. 研究開発目標の達成には、様々なアプローチが考えられることから、提案者が自ら設定した目標の具体的な達成方法は提案者の創意工夫によることとするが、それらの目標・評価指標や具体的な達成方法は提案時点で具体的に説明を求め、採択審査を行うので留意すること。
7. 実証テーマは、太陽電池導入による CO2 削減効果を鑑み、事業化の後の大規模導入を想定し、ペロブスカイト太陽電池の特性を生かした設置形態とする。具体的には、以下の①～④のいずれか 2 つ以上を主たる実証テーマの必須要件とする。なお、④の国外実証を行う場合は、海外への事業展開を想定した内容で実施すること。また実証において明らかにするポイント、実証の効果を明確にすること（別添 10）。
 - ① 軽量性・可撓性等を有効に利用した耐荷重性の小さい既設建築物の屋根・壁への導入検証
 - ② 新築建築物への導入を促進する導入モデル確立のための検証
 - ③ ペロブスカイト太陽電池による建材の付加価値（意匠性等）を有効に利用した建物壁面・窓等における実証
 - ④ 日本国外（欧米・豪等を想定）における実証実験
8. 研究開発内容ごとの予算の年度推移を示し、それぞれの重要度・重要性を説明すること（別添 11）。

※ 1 「太陽電池メーカー企業」は、以下の条件を満たすこと。

- (a) ペロブスカイト太陽電池の実用サイズモジュール（30cm 角以上）のモジュール製造技術及び製造実績を有する。
- (b) 実証事業に供するモジュールを供給できる製造設備又はその投資計画を有する。
- (c) 事業戦略ビジョン（別添 1）において、2030 年度に年間製造能力 300MW 以上（ガラス型の建材一体型†は 200MW 以上）の事業化構想、投資構想、知的財産管理についてスケジュールも含めて方針を示すこと。

† この「ガラス型の建材一体型」は屋根材を除くものとする。

※ 2 ここで、「ユーザー企業等」については、実証に必要な技術開発に幹事会社と共同で取り組む企業を指す。BIPV における建材企業、ゼネコンなどが考えられるがこれに限るものではない。

3. 応募要件

応募資格のある提案者は、次の (i)～(iii) までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条

件を満たす、単独又は複数で交付を希望する企業等とします。

- i. 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。我が国の産業競争力強化の観点から、我が国の技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施することは可能。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限： 2025年6月19日（木）正午アップロード完了

※応募状況等（提案が少なかった場合等）により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 X（旧 Twitter）をフォローいただくと、本公募に関する公募情報の更新があった際、通知を受け取ることが可能です。

是非フォローいただき、ご活用ください。

【参考】NEDO公式 X（旧 Twitter）

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出書類

- ①事業戦略ビジョン（別添 1）
- ②積算用総括表（別紙 1）
- ③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添 2）
- ④e-Rad 応募内容提案書（4. (5) 参照）
- ⑤その他の研究費の応募・受入状況（詳細は別添 3）
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（任意）（詳細は別添 4）
- ⑦事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）（詳細は別添 5）
- ⑧GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況（詳細は別添 6）
- ⑨発電コスト試算シート（別添 7）（幹事企業のみ提出）
- ⑩実用化事業目標達成の検証（別添 8）（幹事企業のみ提出）
- ⑪実証事業目標の設定（別添 9）（幹事企業のみ提出）
- ⑫実証案件概要リスト（別添 10）（幹事企業のみ提出）

⑬開発内容ごとの予算の年度推移（別添 11）

⑭関連書類（以下の書類は、web アドレスで公開していれば、URL の記載で代替可。）

- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）、直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）等）（3 年分）（審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。）

（3）提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/cc3wxfmynalj>

(4) 提出方法

(3) 提出先の Web 入力フォームで指定する情報をご入力いただき、提出書類をアップロードしてください。なお、(2) 提出書類のうち、①事業戦略ビジョン（別添 1）、②積算用総括表（別紙 1）、③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添 2）については一つの PDF 形式のファイルにまとめて提出し、その他資料（全て PDF 形式）については一つの zip ファイルにまとめて提出してください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出書類を受理した際には各社連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案がなされた場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の事業者や再委託先等については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDF ファイルをダウンロードし、提出書類として提出してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

5. 交付先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査とNEDO内の契約・助成審査委員会で審査します。

採択審査は、書面審査、面接審査により実施します。書面審査は、NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という）のグリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ（以下「WG」という）委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。

契約・助成審査委員会の審議では、技術・社会実装推進委員会による書面審査、面接審査及びWG委員による書面審査の結果等に基づく採択候補が、NEDOが定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

提案については、2. プロジェクト概要（6）提案内容に関する留意事項に沿った内容となっていること、その上で以下の審査基準を設ける。

i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な具体的な解決方法や、野心的かつ測定可能なKPIが提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか
2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか

3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュールが計画されているか
6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか
- iii. イノベーション推進体制について（経営面）
 1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
 2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
 3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
 4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構築（専門部署の設置等）するか
- iv. その他
 1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
 2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか
 3. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をしているか
- b. 契約・助成審査委員会の選考基準
 - i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。
 - ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、プロジェクト概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。
不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の情報の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) プロジェクト開始までのスケジュール

2025年4月30日： 公募開始

5月13日： 公募説明会（オンライン）

6月19日： 公募締切（50日後）

7月中旬（予定）： 技術・社会実装推進委員会（面接審査）

7月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

8月上旬（予定）： 交付先決定

8月中旬（予定）： 公表（プレスリリース）

10月頃（予定）： 契約・交付

(5) プロジェクト開始後のスケジュール

○（毎年度）

- ・WGへの出席、マネジメントシートの提出（8.留意事項（1）・毎年度のWGへの出席を参照。）
なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。（詳細は8.留意事項（1）・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還を参照。）
- ・技術・社会実装推進委員会への出席（各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。）

○ステージゲート審査

- ・事業化段階の切れ目において、ステージゲートを設定し、事業の進捗（目標の達成度を含む）、社会実装の見込み等を踏まえて、事業の継続可否を判断する。審査のタイミングは以下を想定するが、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、審査の時期を調整することがありえる。

研究開発内容③ 次世代型太陽電池実証事業

- ・建材一体型太陽電池等の開発（TRL6：最終プロトタイプ開発、実証事業開始後3年を目処に事業継続判断）
- ・モデルケースにおける実証試験（TRL7：実証試験、実証事業開始後3年を目処に事業継続判断）

○プロジェクト終了最終年度

- ・社会実装計画※の作成、NEDOにおける社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセンティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）

を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの1. 事業戦略・事業計画の内容を予定しております。

○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査（最大6年間。特に助成事業においては、プロジェクト終了後3年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還がある。（詳細は8. 留意事項（1）・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動を参照。）

6. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加希望の企業等は、2025年5月12日（月）17時までに下記のURLからお申し込み下さい。

日時： 2025年5月13日（火）13時00分～15時00分

場所：オンライン会議（オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。）

参加申し込みURL：<https://events.teams.microsoft.com/event/956820b9-fe9f-44bb-aba9-7d8a8a075072@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

7. 問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び契約・交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025年5月13日から6月9日の間に限り以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

- (1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部 松原、鈴木、永田、宮川

E-mail：nedo-pvpj@ml.nedo.go.jp

- (2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課 妙中、庄司

Tel：03-3501-4031

8. 留意事項

- (1) 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針※」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

※https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/index.html

- ・毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者」※¹には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。（本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に（年に1度を想定）更新の上、随時公開いただきます。）

※1 「主要な企業等の経営者」

① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）。

② 企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

・毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。なお大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

①経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）

②経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）

③事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【(指摘を受けた事業年度の受領額) × (返還率)】の委託費の一部返還を求めます。（プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、助成事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで助成金を支払わない。）返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます。（返還率は研究開発・社会実装計画を参照ください。）

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望

に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すことなく、プロジェクトを中止することができます。

- ・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費) × (インセンティブ率) × (目標の達成度)】(=インセンティブ額)の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた助成金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、助成事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4 - 確認時点のプロジェクト終了後年数(1～3年)) / 3】の金額を返還いただきます。

- ・企業価値向上に向けた取組

これまでにない革新的技術を社会実装に結びつける上では、事業としての不確実性を認識しつつ投じられるリスクマネーを資本市場から呼び込むことが重要ですが、このためには実施企業が基金での取組を中長期的な経営戦略に明確に位置づけ、持続的な企業価値の向上に結びつけることで、資本市場の信頼を得ることが求められます。このような観点から、実施企業には、応募・採択時点及びその後適切な時点において、本プロジェクトの事業化による企業価値向上と資本市場からの評価につなげる取組の方向性を表明するよう求めます。

具体的には、個々の企業が重視する財務指標（例えばPBR、ROE、PER等）とその目標とする水準等を示しつつ、本プロジェクトにおける将来的な社会実装に向けた事業運営を通じて、どのように投資家の期待値を高めるとともに目標とする水準の達成につなげていくことを想定しているかについて、具体的な取組方針を事業戦略ビジョンに記載してください。すでに目標水準を達成している場合も、さらなる向上のために取り組む事項があれば記載してください。(モニタリングでの説明の聴取については、個別に議論しながら進めるものとします。)

本件に関する記載内容は、直接的な審査対象とはしません。このため、当該取組に関する記載の有無やその内容を以て、本基金における「経営者のコミットメント」の有無や本事業の継続の可否を判断するものではありませんが、例えば中長期的な経営戦略における本事業の位置づけや資金計画の妥当性に関する裏付けとして有意義な情報になり得ることなどから、採択審査において、参考とすることがあります。また、本件に関する記載が不足等している場合、採択以後に記載を求める場合があります。

(参考) 2022 年 6 月 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/20220613_report.html

・事業を円滑かつ確実に実施するための措置

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めています。

このような背景の中、研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたものを念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」(令和6年6月4日「経済安全保障法制に関する有識者会議」)において、国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における研究開発成果の技術流出防止のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とまとめられました。

この提言等を踏まえ、本事業においては、技術情報管理強化及び技術移転防止（事前相談）に係る措置を講ずるものとします。詳細は、グリーンイノベーション基金事業の基本方針の5. 事業を円滑かつ確実に実施するための措置をご参照ください。

(2) 秘密の保持

NEDOは、提出書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提出書類の添付資料「研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書」については、個人情報の保護に関する法律第22条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取扱われます。

事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDOや担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDOのホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開する予定です。

(3) 交付及び助成事業の事務処理等について

助成事業では「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づく交付決定を行います。事務処理については、別途事務処理マニュアルを提示いたしますので、そちらに基づき実施いただきます。

また、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

また、本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【参考】

- ・グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

(4) 事業化状況報告書等の提出、収益納付（助成事業）

採択されたプロジェクトにあっては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(5) 研究者情報の researchmap への登録の推奨

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プロジェクト実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユ

ースエール認定企業) の状況を記載していただきます。

(7) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。（グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程第9条第1項24号）追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(9) データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）を推奨します。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容を事業戦略ビジョンに記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動はWG等での評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基

づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約・交付に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii より一定の責任がある

とされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

以下のウェブサイトをご確認ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(13) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等（民間企業を除く）で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施が可能です。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(14) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取扱う RA 等は、NEDOと契約締結、またはNEDOが交付する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定す

る特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時までに、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本助成事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約または交付の全部又は一部を解除・取り消しする場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(16) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争

- 的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- (※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用

しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(17) 処分制限財産の取扱い（助成事業）

① 資産の帰属

取得資産の帰属は、事業者になりますが、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条第1項）

② 財産の処分制限

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、予めNEDOの承認を受けていただく必要があります。（交付規程第16条第3項）NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります。（交付規程第15条第3項）

(18) 中小・ベンチャー企業の定義

中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基

準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

(ウ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の 3%以上又は研究者が 2 人以上かつ全従業員数の 10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注 1）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（注 2）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（注 2）の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。

（注 2）大企業とは、（ア）から（ウ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(19) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

＜特許出願の非公開に関する制度＞

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の可否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

(20) EBPМへの協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了後までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生

じた派生的な情報も含まれます) については、N E D O 又は経済産業省における効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のために利用する場合がございます。提供いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。

本事業への応募にあたっては、上記のE B P Mの取組への協力に同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくE B P Mの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(21) G Xに関する取組への対応

G X 実行会議において、G X 経済移行債による支援はG X 投資を官民協調で実現していくための「大胆な先行投資支援」として、G X リーグへの参画等、支援対象企業にはG X に関する相応のコミットメントを求めています。そのため本基金事業においては、当該趣旨に鑑み、2024年6月以降にプロジェクトの追加・拡充・増額を実施する場合、実施企業については、以下(i)～(iii)の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを求めることとしています(G X リーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなします。)

ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができます。

(i) 国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を2025年度(当該年度及び2025年度までの複数年間)・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況について第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(注) 第三者検証については、「G X リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

(iii) サプライチェーン全体でのG X 実現に向けた取組を実施又は計画すること(例: 上流事業者の排出量削減の取組支援、CFPの表示)。

関連資料

グリーンイノベーション基金事業の基本方針(概要)

グリーンイノベーション基金事業の基本方針(本文)

「G X 実現に向けた基本方針」

2025年度実施方針

「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
提案書一式

別添 1：事業戦略ビジョン

別紙 1：積算用総括表

別添 2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書の記入について

別添 3：その他の研究費の応募・受入状況

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 5：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添 6：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

別添 7：発電コスト試算シート

別添 8：実用化事業目標達成の検証

別添 9：実証事業目標の設定

別添 10：実証案件概要リスト

別添 11：開発内容ごとの予算の年度推移

本公募に関する Q & A